

1894年庄内地震における浄土宗と颯田本真尼の活動について

帝塚山学院大学 非常勤講師* 長谷川 雄高

Activities of the Jodo sect and Honshin SATTA in the 1894 Shonai earthquake

Yutaka HASEGAWA

Tezukayama Gakuin University (Sayama campus), a part-time teacher, Imakuma 2-1823, Osaka-sayama city,
Osaka, 589-8585, Japan

This paper is a study of activities of the Jodo sect and Honshin SATTA (a nun of the Jodo sect, 1845-1928) in the Shonai earthquake (1894). In the Mino-Owari earthquake (1891), the Jodo sect had actual relief in voluntary contributions and memorial services. However, in the Shonai earthquake, it did not have any activity without few exceptions by local temples and a religious association. On the other hand, Honshin SATTA went to Sakata three times to rescue people hit by the earthquake, and she carried out. In conclusion, the following four items were the factors in this situation. (1) The relief donations by the mass media have the structural defect which decisively influenced by the amount of concern and news in the media. (2) It made the Japanese Buddhist sect lost their motive for rescue activity that their cooperation with the First Sino-Japanese War. (3) There were some gaps in perceptions of meanings of the stricken area or damage or relief work, between the Jodo sect and the affected area or the other Buddhist sect. (4) Honshin SATTA found characteristic and important meanings of relief work as the religious practice.

Keywords: the Shonai earthquake, the Jodo sect (Japan), Honshin SATTA, voluntary contributions.

§ 1. はじめに

地震に際し「宗教は何をしたのか」、また「宗教には何ができるのか」。宗教研究の分野でこうした問題意識が浮上したのは、阪神・淡路大震災(1995年)の衝撃によるところが大きい。その中で国際宗教研究所(1996)など、宗教教団の緊急時の対応や救援活動に関する注目・関心も見られたものの、少数の例外を除き、その後こうした問題と研究は継続されなかったと言えよう。再び「宗教と震災」という問題に分野的関心が寄せられるのは、東日本大震災(2011年)以後のことであり、被災地の救援・復興・慰霊などの面が論じられるようになった[三木(2015)]。

しかしながら、これら現在の「宗教と震災」の関係・対応が如何に形成されたのかといった、歴史的展開の究明に関してはいまだ事例検討が必要な基礎的段階にあると言わざるを得ない。なるほど、現代において「宗教は何をしたのか」、「何ができるのか」を問うことは確かに重要である。だが、そうした「宗教と震災」の関係・対応は如何に形成されたものなのか。あるいは過去の事例と何がどのように異なっているのか。現代の活動やその意義をより深く理解するために

は、こうした歴史的な視座からの問いもまた重要であろう。また過去の活動・事例の諸相を明らかにし得てこそ、震災に際し「宗教には何ができるのか」という問いも深化させ得るはずである。

特に近代以後の災害においては、民間の救援・支援活動の中で、宗教者・宗教教団がその一角を占めてきた。その意味で、「宗教と震災」の歴史的研究は、民間レベルでの防災や災害救援・支援活動の歴史を考える上でも意義があると思われる。

このような観点から、濃尾地震(1891年)における浄土宗の活動については、既に長谷川(2018)で検討を行い、結論として次の2点を指摘した。1つは、社会・教団の近代化の中で、特に教団と僧侶の存在意義や社会的役割の提示という側面から、浄土宗ひいては仏教各宗の震災対応が新しく形成された点である。もう1つは、こうして新たに形成された震災対応の中核をなす義捐募集は、被災地の外部で全国的に行われた慰霊法要と結合しており、義捐金という民間の災害救援活動の形成・定着に一役買った点である。

では、浄土宗の震災対応はその後どうなっていくの

* 〒589-8585 大阪府大阪狭山市今熊 2-1823 帝塚山学院大学 狭山キャンパス
電子メール: yu-hasegawa@mva.biglobe.ne.jp

であろうか。

濃尾地震に続く被害地震として大きなものは、明治東京地震(1894年6月20日)である。当時の代表的な仏教系新聞であった『明教新誌』(隔日発行、以下『新誌』と略)に依れば、この地震において寺院関係では「本郷丸山本妙寺は門内左側の瓦屋根過半脱落し哀れ小僧殿1人は敢果なき最後を遂げられ、芝田町の西福寺は観世音の御堂脆くも揺り倒され金色の御仏体、無残地上に抛り出され給ひぬ」(1894年6月24日号)といった被害が報じられている。しかし、本妙寺は日蓮宗本成寺派(現、法華宗陣門流)、西福寺は浄土真宗大谷派の寺院であったためか、浄土宗の機関紙『浄土教報』ではこれらの被害に触れず、一般的な被害報道に徹しており、また浄土宗教団としての活動も確認できない。

よって、この明治東京地震に続いて発生した、庄内地震を本稿では取り上げ、浄土宗及び同地震においてしばしば特筆される^{さつたほんしんに}颯田本真尼の活動について検討を試みることにしたい。

§2. 庄内地震について

庄内地震は、1894年10月22日17時35分、庄内平野を震源として発生した推定M7.0の地震である。被害は庄内平野の北半分に集中し、特に酒田町・松嶺町(いずれも現酒田市)では地震後の火災によって住家の半数近くを焼失している。山形県内では死者726人・負傷者987人・全壊家屋3858・全焼2148、また秋田県南部では家屋・土蔵に1000単位の被害が生じた[宇佐美・他(2013)、北原・他(2012)]。また従前からの港への土砂流入及び鉄道への輸送・流通の移行によって繁栄を脅かされていた酒田にとり、港湾・後背地への地震被害は経済的凋落の決定打となった[酒田市史編さん委員会(1995)]。

ここで同地震に対する官民の救済活動を確認すれば以下の通りである。

まず官の対応を見れば、不幸なことに山形大火(5月26日)、最上郡・飽海郡の洪水(8月25日)と、1894年の山形県は庄内地震以前に連続災害に見舞われていた。このため約27万円と算定された震災復旧費を捻出する余裕は県に無く、県議会は濃尾地震の先例(国庫補助500万円余)にならい、復旧費の補助を国会へ請願する。しかしながら、国庫補助は4万6千円のみにとどまり、結局山形県は地方税の増額・

県債の発行で財源を賄った。そしてこの復興負担により、県内経済は停滞を来すこととなる[山形県(1984)]。

なおこうした国の対応については、日清戦争の戦費による財政圧迫、また被災地域が近代化の国家的集中投資の対象範囲外であったことの2つの要因が指摘されている[北原(2001)]。その意味で、庄内地震とは国策(戦争と近代化)が災害救済・復興を阻害し、それがさらに県レベルでの間接的・長期的な被害をもたらした大災害でもあった。

また皇室からは災害恩賜金4000円が山形県の被災3郡(飽海郡・東田川郡・西田川郡)へ下賜され、酒田町を含む飽海郡へは2989円28銭3厘が割当られた。飽海郡ではこれを一旦1個口13銭8厘08に分割した上、家屋被害1戸につき全焼7口・全潰3口・半潰1.5口・破壊(居住や使用に修理が必要)1口、人的被害1人につき死者3口・負傷0.5口とする方式で配分している(「山形県達第237号」・「飽海郡役所達第30号」『震災一途 明治27年11月起』、酒田市立図書館光丘文庫蔵)。これを1被害のみで見た場合、最大額は家屋全焼の96銭6厘56、最少額は負傷(重軽傷合わせてと思われる)の6銭9厘04となる。災害恩賜金の主眼は天皇の仁慈を被災者に示すことにあるとはいえ、やはり少ないであろう。

対して、民間の対応では主に5つの活動が見られた。すなわち①酒井忠篤(旧庄内藩主)や鶴岡・酒田の有力者が行った被災地での炊き出し、②酒田の本間家が行った活動(仮設病院建設・救済に200円、義捐金5000円の拠出、炊き出し)、③酒田の地元紙『庄内新報』が行った義捐金募集、④山形県人会の義捐金募集、⑤颯田本真尼の活動である[酒田市史編さん委員会(1995)]。

⑤の本真尼とその活動は第5章以降に詳述することから、ここでは①～④の活動に触れておきたい。

①、②は、自らも被災者であった本間家の活動が群を抜いているものの、基本的に被災地域ないし縁故の人々による活動と言えよう。

また③の『庄内新報』(自由党系新聞と推測される)の活動については、義捐金を呼びかけたことがうかがえるものの、その規模・成果は不明である。これは現存する紙面自体が僅少のためであるが、この残存状況自体が同紙の販売圏・影響力を示すとすれば、応募者もほぼ地元周辺にとどまったと判断される。

④の山形県人会の活動は全国各地の新聞社・有志

を通じて行われた。しかしながら北原(2012)では、こうした義捐金募集活動は全国的に広がらずに不調で終わり、このことが庄内地震の救済を阻害する一因となったと分析している。

実際、庄内地震における義捐金は、総額1万1312円63銭2厘(1894年10月23日～85年2月20日)にのぼるが、これは濃尾地震における全国新聞社の収集分(11万8789円)の10分の1以下に過ぎない。なお募集の檄文が「公衆も亦囊底を傾けて恤兵の義氣に出たるを以て義捐金等割合に少かりし」(渡部九十九編『山形県震水災概況』非売品、1895年2月)と述べるように、当時から不調の原因は日清戦争と理解されていた。

以上のように、庄内地震は直接の震災被害に加え、間接的・長期的な影響を被災地へ与える大災害であったにも関わらず、主に日清戦争のため、被災地外からの官民の救済・支援活動が極めて薄かった。その意味でも後述する颯田本真尼の活動は異彩を放つのであるが、他方で濃尾地震において積極的に活動を行っていた仏教教団は何をしていたのであろうか。

§ 3. 仏教界と浄土宗の活動

3.1 仏教界の活動

まず浄土宗を除く、仏教界の動向を見てみたい。

3年前の濃尾地震においては義捐・慰霊活動を行うよう、各宗教団は全国の門末へ指令を行った。しかしながら、庄内地震ではそうした教団の指示が見られず、全国の自宗寺院及び各道府県の宗務支局へ義捐を命じた曹洞宗の諭達(1894年11月28日付)が唯一の事例である。ただし、この諭達は「義捐金は罹災寺院に分配せしめ」(『明教新誌』1884年12月20日号)とあるように、あくまでも被災した自宗寺院の救援が目的であり、一般の被災者を救済するものではなかった。一般の被災者救援という意味では、庄内地震において仏教教団は義捐を行わなかったと見なさざるを得ない。

ここで『新誌』を見れば、庄内地震の第1報(「山形、秋田の大地震」)こそ、地震から4日後の10月26日であるが、11月2日号には社説として次のような主張を掲げている。

日本国民は大度量あるの国民なり。外征の為に人心之に注ぐとも、為めに同胞の災害を黙過する

如き少量の国民にあらず。……(中略)……これ一大災害なり。之を濃尾の震災に比して大差なきを信ず。然も宗教家之を黙過して、国民の同情に訴えず、徒らに目下事業の多きに托して知らざる為して過ぎんとす。否な知らざる為して過ぐるにあらず、実に其事繁く其用多く之を顧るに暇あらざるなるべし。然り暇なかるべし。されど暇なしとて手を這般の救済に下さざるは之れ不仁の挙のみ。宗教家の得て忍び得べき所にあらず。吾人は教家が速かに手を此の救済に下されんことを望むや切なり。天皇陛下が御仁慈に渡らせ玉ふは今更云ふも畏きわざなれど、万乗の御身を以て昼夜軍旅の事を視させ給ひ、僅か10畳2間を以て御座の間に充られ、其の御不便御不自由は承るも恐れ多き事なるが、かく大御心を勞させ玉ふに、今また山形県下の震災を聞き召され、御救恤として金4000円を下し賜ふ。吾人々民陛下の御高恩に浴し幸に衣食住に安んずるもの誰か陛下の御仁慈を仰ぎ自ら進んで此の震災地の救恤を念はざるものあらむや。日本国民は大度量あるの国民なり。殊に国民教化を以て任ずる仏教家豈にこれを黙視して可ならんや。(社説「震災を黙過する勿れ」)

大災害であるにも関わらず、仏教家の救援活動が盛り上がらぬ点を、特に外征(日清戦争)による「目下事業の多き」を理由に黙過しつつあると批判し、軍務多忙の中でも仁慈を忘れぬ「天皇陛下」を見習い、仏教家は救済を行うべし、という主張である。

その後も、11月8日号では社説「震災救恤」では再び仏教家による救済を訴え、11月22日号では山形県人会の義捐檄文の一種と思われる「血涙を揮つて満天下の同胞に訴ふ」を掲載するなど、初動こそ遅れるものの、『新誌』は義捐への協力を強く訴えていたとは言えよう。

しかし、「濃尾震災の時は熱心熱意に其の救恤に努力せる仏教家、何が故に今回の震災を黙過するや。吾人不幸また仏教家の此の為に手を下したるを聞かざるを悲しむ」(社説「震災救恤」『新誌』1894年11月8日号)と憂えてみせる、『新誌』自身はどうなのであろうか。

『新誌』は濃尾地震においては自ら義捐金を募集していたのに対し、庄内地震では仏教家の批判と義捐への協力を説くにとどまり、主体的な救援活動を行っていないのである。

ところで、庄内地震後、『新誌』紙上で4回連載された若葉亭主人「地震」という小説がある(1894年11月2・8・14・18日号)。タイトルの「地震」は連載開始12日前に発生した庄内地震であり、酒田を舞台に、生家と家業を乗っ取ったおじ一家、放逐され窮迫する甥とその母、諸国一見の僧が織り成す因果応報譚である。就中、作中冒頭で、地震で炎上する酒田の煙を見て、おじの死は確実と因果応報を喜ぶ甥へ、先刻無事の様子であったことを僧が伝え、甥が激しく落胆する場面は興味深い。ここは本作最大の山場であるとともに、庄内地震は小説の単なる趣向・背景に過ぎず、本筋に一切関わらぬことが判明するのである。

要するに社説の建て前はともかく、実際のところ『新誌』を含めた仏教界全体の雰囲気は、濃尾地震に比して救援への熱意を欠き、かつ震災をフィクションの趣向・時事ネタとして抵抗なく消費し得るほど、真剣度の低いものであった。

こうした状況を見れば容易に想像される通り、濃尾地震であれほど盛んに行われた被災地外での慰霊法要・追吊会(追弔会)や仏教演説会が——その会場で同時に義捐金品の収集がなされたのだが——、庄内地震では見られない。唯一確認し得るのは、12月5日、築地本願寺(浄土真宗本願寺派)において行われた「両羽水震横死者の追吊会」(『新誌』1894年12月8日号)のみである。しかし、これは単独の法要ではなく、前日開催された「外征戦死者の追吊会」と一連のものとするべきであろうし、また義捐金品の募集・収集が行われなかった点で、濃尾地震における場合とは異なるものがあった。

3.2 浄土宗の活動

教団としての浄土宗の動きは、他宗と同様である。つまり、義捐活動についても、慰霊活動についても、教団としての何らの指令も活動も見られない。

では、教団機関紙『浄土教報』(旬刊、以下『教報』と略)と発行元の浄土教報社はどうであろうか。先の濃尾地震において、浄土宗教団が全国の自宗寺院へ義捐と慰霊を行うよう訓示を下す以前の段階から、紙面を通じ義捐・慰霊を全国へ呼びかけていたのは『教報』及び浄土教報社であり、この部門が実質的、主体的に教団の災害対応を牽引したのであった[長谷川(2018)]。

旬刊のためもあって、『教報』における庄内地震の

第1報は1894年11月5日号となるが、その社説「両羽の大震災」では、次のように救済の必要が説かれる。

去月下旬東北両羽の地大に震ふ。而して其被害の惨烈なるや、激震に次ぐに火災を以てし家屋の倒潰、人畜の死傷無数に及ぶ。山形県の調査によるに、死亡者694人、負傷者600余人、酒田市の如き殆んど全市を蕩尽するに至れりと。嗚呼両羽地方の大災害、之を先年濃尾の震災に比して多く譲らず。聞者誰れか酸鼻せざらんや。軍国多事の今日、人心専ら外征に注ぐも、我内地に斯かる大災害を視る。宗教家たる者之を黙過して可ならんや。産を失て饑に泣く者、親を喪ひ子に別る者、骨を挫き体を損する者、夫れ幾許ぞ。思ふて一たび茲に到る、実に悲痛の極と云ふ可し。宗教家たる者、之を国民の同情に訴へ救済の道を講ぜずんばある可からず。戦時災害の救恤、吾曹殊に宗教家の努力を要するを知る。希くは名聞に流れざる真実の救済を為せ。是れ之を菩薩の大悲と云ふ。吾曹之を望むや切なり。

直接天皇・災害恩賜金を引き合いに出さず——これは続く雑報欄で報じているが——、一貫して同じ国民としての連帯と「菩薩の大悲」という仏教の倫理を唱える点で、前節において見た『新誌』の社説「震災を黙過する勿れ」と異なるが、「国民の同情」に訴える形で救恤(義捐)活動を宗教家(仏教家)が行うべしとする点は同様である。

しかしながら、その後の『教報』の紙面を見ても、基本的には現地の被害や本間家の救援活動を報じるのみであり、災害義捐金を募集するといった主体的な活動が行われることはついになかった。

これに対して、被災地外の地方寺院や講のレベルでは主体的な活動が見られる。

『教報』及び『新誌』から確認される活動は次頁の表1の通りである。全9件中、義捐のみが2件、慰霊法要のみが4件、法要時に義捐を収集した事例は3件であった。

一見して了解されるように、義捐・慰霊活動は山形・東京・神奈川・長野・新潟・愛知・滋賀の7府県で散発的に行われたのみであり、北海道・中国・四国・九州では皆無である。さらに義捐活動に限定すれば山形・東京・長野・愛知の4府県となる。濃尾地震では

表 1 浄土宗の地方寺院・講の活動

Table 1. Activity of local temples and a religious association of the Jodo sect in the Shonai earthquake (1894).

	寺院名(所在・組織名は当時)	開催日時	備考
①	常念寺(山形県西田川郡鶴岡町)	1894年11月3日	山形県中教会主催で、震災死者のために大施餓鬼会・義捐募集 ※常念寺住職佐藤霊山.....震災直後から鶴岡で義捐活動
②	浄光寺(山形県南村山郡上山町)	1894年11月3日	日清事件祈願会・征清戦死者追吊会・東西田川飽海三郡震災横死者 大供養会
③	蔵田寺(神奈川県戸塚町倉田)	1894年11月9~11日	日清事件戦勝祈願会・征清戦死者並に山形秋田両県下震災死者群 霊の為め水陸大无遮会
④	教念寺(長野県諏訪郡上諏訪町)	1894年11月28日	(第1回)両羽震災亡霊追吊回願・義捐収集 ※義捐金は浄土教報社へ寄託
⑤	香積寺・柳泉寺(新潟県岩舟郡八幡村)	1894年11月下旬	連合で、戦死者並に両羽三郡震災横死者追吊会
⑥	金念寺(滋賀県神崎郡金屋)	1894年12月3・4日	征清戦死者並に山形震災・秋田水害罹災者のため、大施餓鬼会
⑦	教念寺(長野県諏訪郡上諏訪町)	1894年12月28日	(第2回)戦死者回願并両羽震災亡霊追吊法会・義捐募集 ※義捐金は浄土教報社へ寄託
⑧	大樹寺中(愛知県額田郡)	1894年12月	義捐金を収集 ※義捐金は浄土教報社へ寄託
⑨	慈無量会(東京芝中教会寺院有志)	時期不明	被災地へ義捐金10円 ※義捐の宛先不明
<p>※なお①の山形県西田川郡鶴岡町(現、鶴岡市)は、災害恩賜金の対象ともなった被災3郡(飽海・東田川・西田川)の領域内であるが、被害も少なく、震災直後から酒田等への救援活動に動いているため、ここでは被災地外の支援活動へ含めた。</p> <p style="text-align: right;">(以上、『教報』・『新誌』より作成)</p>			

岐阜・徳島・大分・宮崎・鹿児島・沖縄以外、ほぼ全国の道府県から義捐への応募があったことを鑑みれば、義捐活動の低調さは覆い難い。

なおこれらの活動で募集された義捐金の内、教念寺(事例④・⑦)と大樹寺(事例⑧)の義捐金のみは浄土教報社へ寄託され、その後同社から山形・秋田両県庁へ送付された。このため、詳細が分かる。処置を報じた『教報』の記事に依れば、寄託義捐額は24円11銭5厘(1895年1月17日まで)で、山形県庁へ15円61銭5厘(約64.8%)、秋田県庁へ8円50銭(約35.2%)が送付された(「震災義捐金」『教報』1895年1月25日号)。

秋田県への義捐を含む点でいささか問題があるが、ここで宛先・配分不明の慈無量会(事例⑨)の義捐金10円を合わせると、判明している義捐金総額は34円11銭5厘となる。これを濃尾地震における浄土教報社収集分約1450円88銭と比較すれば約2.4%(約42.5倍差)、前述の庄内地震への義捐金総額(1万1312円63銭2厘)との比率で言えば0.3%を占めるに過ぎない(濃尾地震では総額比で約0.5%)。

また慰霊活動についても全7件と、濃尾地震で1周忌までに被災地外で行われた166件の慰霊法要と比較すれば約4.2%(約23.7倍差)と落差は明らかであ

る。また表1に見られるように、7件中5件は日清戦争の戦勝祈願・戦死者慰霊法要と合わせての開催となっている。

つまり、地方寺院・講が行ったわずかな義捐・慰霊活動を例外として、浄土宗教団も仏教界も庄内地震に対しては何の活動も行わなかったのである。

§ 4. 活動を阻害した要因

そこで問題となるのは、大災害との認識を示して救済の必要を唱えながら、なぜ仏教界や浄土宗教団は活動を行わなかったのか、という点であろう。これについては次の4つの要因が挙げられる。

4.1 日清戦争への熱狂と仏教教団における災害救援活動の意味付け

明らかな要因の1つは、日清戦争への人々の熱狂であった。

新聞における戦争と庄内地震をめぐる状況については、北原(2012)が「この間の一面トップの記事は連日開戦中の日清戦争関係記事で覆われている。社会の関心は戦争一辺倒であったから、災害記事の扱いは極めて小さい」と簡潔にまとめる通りである。

また義捐金募集の不調を人々が戦争献金へ走った

ためとする、当時の山形県人会の分析については第2章で既に触れた。つまり、人々は対外戦争に熱狂し、国家・軍のために献金等の熱心な支援を行ったのに対し、庄内地震には支援を寄せなかったのである。こうした状況のゆえにこそ、『新誌』も『教報』も、戦争への熱狂のために災害救援を忘れるなど説いたのであった。

しかしながら、そのような認識や主張を示す反面、各教団も仏教系メディア自身も、当初から自分で救援活動を行う熱意や地震への真摯な態度を欠いていたことは前章で見た通りである。これは社会の関心が戦争一辺倒であったのみならず、仏教側に活動の動機や態度に関わる問題が存在したことを示唆する。

ここで、濃尾地震における浄土宗や仏教各宗の活動は自らの存在意義や社会的役割の提示という面があったことを想起されたい。裏を返せば、世間の目があるか否かは、仏教教団の災害対応の動機や態度に直結する。つまり、社会の関心が日清戦争へ集中する状況に加えて、災害救援活動＝社会的アピールと捉える仏教教団の認識こそ、主体的に災害救援活動を行う動機を弱め、また災害に対する態度を弛緩させた要因と推定されるのである。

4.2 仏教教団の戦争協力

そして日清戦争に注目するならば、第2の要因として仏教教団の戦争協力が挙げられる。

日清戦争に対する宗教界の動向については、小川原(2010)において要を得た整理がなされている。これに依れば、仏教各宗派は日清戦争を「義戦」として正当化し、積極的な戦争協力を行った。具体的には、軍隊の慰問・法話、従軍布教、金品の募集・献納、捕虜・占領地への宣撫工作などの軍事支援、及び御守の配布、戦勝祈願・戦死者慰霊などの法要などである。

浄土宗もこの例に漏れず、開戦後は義戦論を展開した他、戦争協力のための部局として救恤部(臨時賑恤部)を設置し、積極的な活動を行っている。これには出征軍への賑恤慰問献金運動、出征家族や貧困家族の慰問・支援、管長日野雲瑞による内地の軍隊慰問、外地への慰問使・従軍僧派遣、占領地での施薬(宣撫工作)、戦地での慰霊法要(清国兵戦死者舎)、忠魂祠堂の建設などがあった。

ここで「戦争義表金」と呼ばれた献金運動に注目してみたい。戦争義表金は、戦争協力のために浄土宗

教団(臨時賑恤部)が募集した戦時献金である。1894年9月から97年2月まで3次にわたり、総額4万4245円18銭6厘を集めた(「義表金決算表」『教報』1897年3月15日号)。この内、第1次募集(1894年9月～95年8月)が庄内地震を含む期間で、応募額は2万3541円65銭6厘5毛——先の浄土宗地方寺院・講の義捐金(34円11銭5厘)と比較すれば約690倍——である。

この義表金については、

臨時賑恤部は元是れ宗家が報国尽忠の誠意に基き、之を設置せしものにして、……(中略)……故に賑恤部の闔宗^(ごうしゅう)に向て、其義表金を募集するや、専ら之を有志の精神に訴へ之を勧誘し宗侶をして喜び勇で献金せしむるを旨とすべし。是れ美挙の美挙たる所以なりとす。若し夫れ之に反し、或は負担に耐へ難き事情あるをも顧みず強て之を負担せしめ、或は賦課法を立て^(あたか)恰も教学費を徴収するが如きことあらんか、憶ふに是れ却て賑恤部設置の本意にあらざるべし(社説「臨時賑恤部に就て」『教報』1894年

11月5日号)

といった批判が見られるところから、表向きは自主的な献金とされたが、実際は強制的な割当・徴収が横行していたと見るべきであろう。

またこの戦争義表金は浄土宗が押し進めた忠魂祠堂の建設にも使用された。忠魂祠堂についての詳細は白川(2015)、今井(2018)の優れた研究に譲るが、一言で言えば、これは戦死者の英霊・忠魂を仏教式に供養・顕彰する施設であり、各地の師団・連隊所在地、海軍鎮守府、浄土宗校などに設置された。

当時の浄土宗は、この忠魂祠堂の建設を押し立てつつ、各地で戦争関係法要を無数に行い、猛烈な社会的アピールを行っていた。白川(2015)の調べに依れば、浄土宗が各地で挙行了した戦勝祈願・兵士の健勝祈願・戦死者追弔などの法要は、庄内地震の発生から1周忌(1894・10・22～95・10末)までの間で145件(内3件が庄内地震の慰霊と重複)にのぼる。こうした情勢にあつては災害義捐よりも、戦死者慰霊とも結びついた戦争義表金が優先されるのは明らかであろう。

要するに、浄土宗について見れば、教団の積極的な戦争協力、中でも戦争義表金の収集が災害救援活動の余地を奪った。他の仏教教団について論じる準備は現在の筆者にないが、戦時献金の運動は他

宗でも行われていたことを勘案すれば、おそらく他宗も同様であったと推測されよう。

4.3 キリスト教系救援活動の不在

第3の要因は、キリスト教系の救援活動の不在である。

再び濃尾地震に立ちかえれば、プロテスタント系団体は医療支援等の種々の活動を被災地で行っており、それが仏教教団の危機感・対抗意識を刺激し活動へ駆り立てた面があった[吉田(1991)]。

これに対して、庄内地震ではキリスト教団体の活動が見られない。

管見の限り、キリスト教系の活動が行われなかった理由を論じた先行研究は見当たらないが、当時プロテスタントが伝道不振の時代(1891~1900年ごろ)に陥っていたことは無視し難いであろう。これは主に2つの原因が指摘されている。1つは欧化政策への反発として国粹主義が高揚し、さらに内村鑑三の「一高不敬事件」などを通じてキリスト教排斥の風潮が社会に広まったことである。もう1つは、自由主義神学の流入である。これは当時欧米で流行していた、教義・教理の批判的研究を伴う神学説であったが、素朴な信仰を中心としていた日本人信者の間に動揺をもたらし、棄教や教会の混乱、布教の停滞を招いた[中村(2009)]。

また仏教と同様、キリスト教の各教団も日清戦争に際しては積極的な戦争協力(戦時献金、祈祷、看護婦・従軍牧師の派遣など)を行っている[小川原(2010)]。こうした状況を踏まえれば、キリスト教系団体もまた庄内地震への救援活動を行う余力は無かったと言えよう。そして従軍牧師は軍の士気を鼓舞し得ず、外国人宣教師と気脈を通じ何をするか分からないと中傷・警戒を述べる『新誌』社説「従軍牧師」(1895年2月2日号)を見れば、キリスト教に対する仏教界の対抗意識・活動の主戦場は戦争協力という新たな領域に移行していたことも判明する。つまり、対抗すべき相手(キリスト教)の不在と主戦場の移動に

よって、浄土宗を含めた仏教界は強力な活動動機の一つを失ったのであった。

4.4 被災地・被害への認識

第4の要因は、浄土宗にとっての被災地や被害の認識である。

前章第1節で挙げたように、曹洞宗と他教団の間で庄内地震への対応には若干の違いがあった。すなわち他宗が沈黙するなかで、曹洞宗のみは——あくまで被災寺院の救済とはいえ——全国の自宗寺院へ、教団として義捐を命じたのである。このことは被災地や被害への認識が曹洞宗と他宗で異なり、それが震災対応の差異へつながったことを示唆する。換言すれば、既に述べた3つの要因は仏教界全体に救援活動への消極性をもたらすものであったが、宗派の判断によっては救援活動を行う可能性もあったのである。ここで最後に、浄土宗の判断を左右したであろう、同宗にとっての庄内地震の被災地・被害に対する認識を、曹洞宗と比較する形で検討する。

まず被災地となった山形県における教勢を確認しておきたい。庄内地震の発生した1894年における同宗の寺院総数及び市町村別での寺院数については、残念ながら現段階で不明である。しかしながら、1892年末現在の宗派・県別の状況は内務省の統計(「二十五年末寺院仏堂及住職現在数(内務省調)」『官報』1894年3月15日号)があり、当時の大凡の傾向は判明する。この統計に依れば、山形県の寺院構成(境外仏堂除、以下同)は下の表2の通りである。一見して明らかのように、曹洞宗の教勢が圧倒的(県内寺院の47%)であり、浄土宗のそれは弱い(5%)。

さらに各宗別での山形県・全国の寺院数、道府県レベルでの平均数、県内寺院の全国比を示せば次頁の表3のようになる。全国平均から見ても、同県は曹洞宗(平均値+455)が非常に強く、浄土宗(平均値-90)がふるわないことが分かる。また全国比では、曹洞宗教団の5%、浄土宗教団の1%の寺院が山形県にあった。

表2 山形県の寺院構成(1892年末現在)

Table2. Number of temples by sects in Yamagata prefecture (1892).

曹洞宗	真言宗	真宗	天台宗	浄土宗	時宗	日蓮宗	臨済宗	黄檗宗	寺院合計
754	296	204	163	87	55	33	11	2	1605

「25年末寺院仏堂及住職現在数(内務省調)」(『官報』1894年3月15日号)より作成

表3 山形県と全国の状況との比較(1892 年末現在)

Table3. The comparison of number of temples by sects between in Yamagata prefecture and in Japan (1892).

	曹洞宗	真言宗	真宗	天台宗	浄土宗	時宗	日蓮宗	臨済宗	黄檗宗
山形県内の寺院数	754	296	204	163	87	55	33	11	2
全国寺院数	14072	12777	19149	4798	8302	520	5053	6140	604
道府県レベルの平均(約)	299	272	407	102	177	11	108	131	13
全国比(約)	5.4%	2.3%	1.1%	3.4%	1.0%	10.6%	0.7%	0.2%	0.3%

「25年末寺院仏堂及住職現在数(内務省調)」(『官報』1894年3月15日号)より作成

寺格などの要素もあり一概には言えぬものの、両宗で被災地の持つ意味や被災寺院の発言力が大きく異なっており、その相違はそのまま教団の震災対応へ表れたと理解するのが自然であろう。

もっともこの場合、曹洞宗以上に山形県の寺院が教団に占める割合が高い、時宗の震災対応はどうかという問題が浮上する。同宗の対応を論じる準備は現在の筆者にはない。しかし全国で520ヶ寺という点からも了解されるように、時宗は小規模な教団であり、

戦争協力と災害救援活動を同時に行うのが困難であったと推測されよう。

次に被害の面を確認してみたい。庄内地震における浄土宗の被害は正式な統計が示されないため不明であるが、『教報』1894年11月25日号には被害に言及した記事が2本見られる。1つは「山形通信」(㊦)で、寺院名を挙げつつ概要を報じており、もう1つは「教会彙報」(㊧)の記す被害概要である。下の表4にこれらの内容を整理して挙げる。

表4 庄内地震における浄土宗の寺院被害

Table 4. The list of damage to temples of the Jodo sect in the Shonai earthquake.

㊦「山形通信」		
寺院	所在町村(当時)	被害記載
林昌寺	酒田町	全潰, 小僧・下僕の2名圧死
宝樹院	酒田町	全潰
瑞相寺	酒田町	大傾斜し倒壊寸前
浄徳寺	酒田町	本堂大破
善導寺	酒田町	少々の破損
心光寺	松嶺町	庫裡全潰, 本堂は壁の剥落と所々破損
念仏寺	引地村	本堂は傾斜せず, たるき下に大亀裂, 内陣のたるき板落下, 玄関傾斜など所々大破, 勝手は全潰
大督寺	鶴岡町	本堂壁亀裂・落壁, 境内に亀裂, 表門傾斜
その他		落壁及び傾斜等それぞれ多少の損害
→全体で全潰4(本堂2, 庫裡2), 倒壊寸前1, 大破1, 破損・傾斜2以上?		
※濃尾地震での浄土宗の被害判定基準(『教報』1892年1月15日号)		
①焼失...本堂及び庫裡の焼失		
②全潰...本堂及び庫裡の壊廃		
③半潰...本堂もしくは庫裡の壊廃		
④大破...本堂及び庫裡で建具・瓦等の破損かつ梁柱が落ちない		
⑤破損...本堂もしくは庫裡が傾斜し修繕を要するもの		
→この場合, 焼失0, 全潰2, 半潰3, 大破2, 破損多数となる		
㊧「教会彙報」		
→「24ヶ寺の内、全潰5ヶ寺、半潰5ヶ寺、其他非常の大破損を被ぶり……(以下略)……」		

㊦・㊧の相互で記載内容が異なるが、最大数として㊧の記す被災地域の寺院24ヶ寺全てが、何らかの被害を受けたと仮定してみよう。だがこの場合でも、濃尾地震の被害(187ヶ寺, 堂庵除)より遥かに少ない。また1892年末時の全国寺院数を参考値とすれば、

浄土宗教団としての被災率は0.3%である。これに対し、前述の曹洞宗論達によれば、同宗の被害(倒壊・焼失・損傷)は120余ヶ寺であった。母数が多いこともあり、被災寺院数は浄土宗より多い。また仮に被害数を120ヶ寺とし、再び1892年末時の全

国寺院数を参考値とすれば、曹洞宗教団としての被災率は 0.9%となる。参考値ではあるものの、曹洞宗教団から見た庄内地震のダメージは浄土宗の場合より大きかったのである。

以上の検討から、庄内地震を曹洞宗と浄土宗は異なった形で受けとめたと言えよう。被災地である山形県や被災寺院数の持つ意味は、曹洞宗にとって浄土宗より重かった。反対に、被災地や被害に重い意味を見出さなかった浄土宗は、教団として災害救援に動く必要を感じなかったのである。

このように国、戦争に熱狂する一般社会、そして仏教・キリスト教教団からも支援の手が差し伸べられなかった庄内地震において、被災地への支援を行ったのが颯田本真尼であった。

§ 5. 颯田本真尼について

颯田本真尼は浄土宗の尼僧である。1845 年、三河国幡豆郡吉田村(現、愛知県西尾市吉良町)の颯田清左衛門の長女として生まれた(幼名りつ)。颯田家は篤信の家で、彼女の兄弟 12 人の内 6 人が出家している。本人も幼少から出家の志深く、1856 年、11 歳で得度し、叔母の本乗尼のもとで修行を行う。3 年間の不臥念仏や托鉢行などを修した後、故郷吉田村に慈教庵(後、徳雲寺)を建立し、100 人を超える尼僧を養成した。

戒律を重視する三河律の僧風を受け継ぎ、自己の修行を中心としてきた本真尼の転機となったのは、1890 年、三河地方を襲った高潮災害であったとされる。自らも被災した本真尼(45 歳)は、「我は釈迦の弟子なり。いかでか布施のことを怠らん」と率先して施行を行ったとも、数多の犠牲者を前に念仏読経する中で、以後の人生を災害救援・難民救済に捧げる決意をしたとも伝えられている。その後、濃尾地震(1891 年)、庄内地震(1894 年)、明治三陸地震津波(1896 年)、関東大震災(1923 年)を含む大小の災害において、35 年の間に全国 23 県 150 余町村にのぼる被災地での施行・慰問を行い、1928 年、84 歳でその生涯を終えた[浄土宗大辞典編纂実行委員会(2016)、吉田尋常小学校(1934)]。

彼女については、基本的に藤吉(1991)で描かれた、持戒堅固な浄土宗の尼僧、仏法興隆と布施行を実践した「布施の行者」という偉大な宗教者であり、慈善救済活動(社会事業)の先駆者、という評価が広く受け入れられている。

また歴史地震研究の方面では木村(2012)が、自主

性(自分の意識で行う)、公平性(公平に人々に接する)、無償性(見返りを求めない)、先駆性(状況に応じて率先する)、継続性(思い立ただけの一過性にしない)という、ボランティア活動の条件から本真尼の活動を捉え直し、その先駆性に改めて注目している。

しかしながら、本真尼は自らの記録・著作等を残さなかった。1913 年の沼津大火(1913 年)に対する救援の奉加帳が近年発見された[坂上(2014)]が、これが現在知られる唯一のものであり、ために彼女の活動や思想の詳細については不明の点がなお多い。庄内地震での活動は、実際に彼女の災害救援活動の様相を史料的にたどり得る最初の、そして数少ない事例である。

§ 6. 本真尼の庄内地震救済

では、庄内地震に対する颯田本真尼の活動とはどのようなものであったのか。先述の通り、本真尼は自らの手になる記録を残していないが、『教報』・『新誌』や後述する『十善宝窟』・『法の母』といった当時の仏教系メディア、及び藤吉(1991)、吉田尋常小学校(1934)などに記述が見られる(次頁の表 5)。

これらの記述に依れば、まず本真尼は庄内地震の惨状を聞き「哀憐の情に堪へず」、法縁のあった美濃の智暁庵主と共に義捐品を用意し始めた。この義捐品は、地元三河の信者・有志者からの古着 15 貫(約 56 キロ)、智暁庵主と共同で用意した手拭い・風呂敷等 50 円分に加え、本真尼自身が蚊帳を裁って製作した衣類、そして彼女が敬愛する近世の念仏聖 無能(1683~1719 年)の『本願和讃』1000 部であった。

そして、1895 年 5 月 5・6 日、収集した義捐品を携え、弟子を引き連れた本真尼の姿は東京の目白僧園にあった。釈雲照から菩薩戒を受けるためである。

この釈雲照(渡辺雲照、1827~1909 年)という人物は、真言宗御室派の僧侶である。明治の排仏に反対し、戒律主義による仏教の復興を主張した。しかし、宗門と対立したため、1887 年、目白僧園(新長谷寺)を設立し、信徒団体の十善会(男性部)と夫人正法会(女性部)を擁して布教活動を行っていた[池田(1980)、密教大辞典編纂会(1983)、望月(1954)]。

この時、雲照と本真尼は既知の間柄であり、協力関係は深いものであった。十善会の機関誌『十善宝窟』(以下、『宝窟』)と夫人正法会の『法の母』の記事を

表 5 颯田本真尼の活動

Table 5. Activity of Honshin SATTA (a nun of the Jodo sect) in the Shonai earthquake.

1894年	10月22日	庄内地震発生
	10月?～	義捐品を募集・用意し始める
1895年	5月5・6日	三河より弟子を伴い上京. 春季菩薩戒会に出席し. 釈雲照より受戒.
	5月上旬	東京で十善会・夫人正法会有志者より、義捐物資の追贈を受ける
	5月中旬?	義捐品を携え、弟子と共に酒田へ出発(東京より)
	5月下～ 6月中旬?	【酒田での第1回活動】(於 浄徳寺) 荷車で自ら搬入し義捐品を被災窮民へ施与, 犠牲者の追善法要, 法話
	6月中～ 下旬?	酒田よりの帰路、仙台で豪商佐々木重兵衛の帰依, 義捐を受ける
	6月29日	酒田へ到着(仙台より)
	?	【酒田での第2回活動】(於 浄徳寺) 仙台義捐分を罹災極貧者318名へ施与. 震死者追善法要・法話を行う
	?	三河へ帰る
	?	三河・尾張・美濃・東京・桑折(福島県)・仙台・楯岡(山形県)の有志者より義捐を収集
	11月	【酒田での第3回活動】 義捐品の施与を行う

総合すれば、その発端は 1893 年、本真尼の実弟三宅善苗(浄土宗)が目白僧園へ入園し、雲照に師事したことである。善苗を介し、共に戒律を重視した雲照と本真尼は相知るところとなり、本真尼は夫人正法会に入会した。翌 1894 年 6 月には、本真尼を称揚する記事(「真正の三宝出現の瑞相」1894 年 6 月 15 日号)が『宝窟』に掲載されると共に、本真尼は上京して雲照と対面・受戒する。続いて 10 月に再度上京・受戒した折には、出家を希望していた夫人正法会会員の息女を預かっている(後、弟子となる)。彼女への信頼が見て取れよう。

東京でも本真尼は義捐品を募集し、十善会・夫人正法会の関係者や有志者より古着 12 貫(45 キロ)と雲照の著作『人の道』・『軍事に対する観念』各 1000 部が加わる。

なお晩年に至るまで、本真尼は折を見て再三上京して菩薩戒会に出席・受戒すると共に、雲照や夫人正法会会員と交流を続けた。こうした関係のもと、1896 年の明治三陸地震津波において、夫人正法会の義捐を託された本真尼は被災地各所をめぐる、供養・施行を行う。そうした釈雲照や信者団体との関係・支援がこの段階で成立したという意味で、庄内地震

への救援活動は以後の彼女の活動展開に大きな意味を持つものであった。

ともあれ、日程・旅程は不明ながら、おそらく 5 月中旬以後、本真尼一行は東京を発ち、5 月下旬から 6 月中旬までに酒田で最初の活動となる施行と法要を行った。

『教報』に依れば、その経過は、本真尼らが「自ら荷車を曳き、古着其他物品凡そ 1000 余点を得て、之を酒田^(ママ)市林昌寺に持行き施与を請ひしに、同寺は震災に罹り潰破せし為め、隣寺浄徳寺に於て法要を修行し、窮民賑恤の手続をなせり」(「颯田本真尼の奇特」1895 年 12 月 5 日号)というものであった。本真尼一行は、古着だけでも 101 キロを超える物資を自ら荷車で被災地へ搬入したのである。

ところで、引用中に名前の挙がる林昌寺と浄徳寺はいずれも浄土宗の寺院であり、既出の表 4 の㊸に被害の記述がある。これと引用部を比較すれば、㊸で全潰、小僧・下僕の 2 名圧死とされる林昌寺は確かに「潰破」であり、会場には不適であろう。しかし、それならば㊸で本堂大破とされる浄徳寺も同様なのではな

いかと思われる。

ここで次頁に図 1 として挙げた『酒田全図震災一覽』(1894 年 11 月 9 日印刷, 酒田市立資料館蔵)を見てみたい。両寺周辺を拡大したものが図 2 である。林昌寺は若干着色が不鮮明であるが潰倒, 浄徳寺は無色(被害無し)に色分けされている。事実, 浄徳寺の本堂は 1853 年建立のものが現存しており, 寺伝でも特に建物が傾斜した等の話は無い。よって, ⑦に記載された浄徳寺の「大破」とは濃尾地震における判定基準(本堂及び庫裡で建具・瓦等の破損かつ梁柱が落ちない)に類するものであったと判断される(2019 年 10 月 10 日取材時, 浄徳寺住職長澤俊樹師のご教示に依る)。

このように浄徳寺の被害が少なかったことに加え, 図 2 から分かるように, 当時の林昌寺周辺は梨畑に囲まれた郊外地であり, より市街地に近い浄徳寺が会場に選ばれた面もあった(2019 年 10 月 9 日取材時, 林昌寺住職齋藤慈明師のご教示に依る)。被災者への本真尼の配慮がうかがわれよう。

その後, 本真尼一行は空になった荷車を曳いて, 帰路の途中仙台へ至る。ここで本真尼は当地の豪商の帰依を受け, 酒田義捐のため新たに喜捨を得た。蚊帳 50 張に古着 80 貫(300 キロ), あるいは車 6 台分となった蚊帳 50 個・衣類 100 枚・反物類, あるいは蚊帳・米銭等 500 余点などと史料の記述は異なるが, 相当な規模のものであったのは確かであろう。

本真尼一行は直ちに取って返し, 6 月 29 日, 再び酒田へ戻った。そこで第 2 回の活動として, 再び浄徳寺において「震災罹災の極貧者 318 名」への施行と法要を行い, 後者には「町村吏員等も参会」(「教会彙聞『教報』1895 年 7 月 25 日号)した。またこの 2 回目の酒田来訪においては,

更に又到る処に於て、震死者の追善をも、鄭重に修しけるに、法会了りて善男善女の法話を請ふもの夥だしきも、尼の身として高座に登るは非法なりとて、坐ながら十念を授け、十善の話を為せしに、毎夜法益に潤ふもの 1000 余人もありしとぞ

(「福田の余光」『宝窟』1896 年 2 月 15 日号)という様子が伝えられている。

その後, 一行は三河へ帰還したが, そこで本真尼は改めて義捐を集め, 何と 11 月にはみたび酒田へ

赴き施行を行ったのである(翌年 1 月に帰郷)。

この第 3 回の義捐は「『人の道』及無能上人の『本願和讃』等 3000 余冊。衣類は三河及尾濃の三國有志者より 140 貫目。東京・桑折・仙台・楯岡等の有志者より 300 貫目」(「福田の余光」『宝窟』1896 年 2 月 15 日号)という広域からの応募かつ大規模なもの(衣類のみで 440 貫=1.65 トン)となった。

1898 年 5 月 9 日の年紀を持つ, 林昌寺所蔵『本真尼肖像画』(1 幅, 署名・落款・讚等無し)の箱書きには,

明治廿七年十月廿二日, 当酒田激震に罹り, 数多被害者困難窮り, 其の翌年廿八年秋, 数多の物品持し種々慈善家に請ひ, 其品当所困難の人に施与し且つ激死を追吊し, 販りぬ。故へに谷松氏, 尼公の法縁慈悲を思ひ, 紀念の為め当寺に納む

と, この時の活動のみを記しているところからも, この第 3 回の活動が酒田の人々へ特に強い印象を与えたことがうかがえる。また, 組織の力も持たない在野・民間の一個人が, 全国各地から大量の義捐品を収集・輸送した点から見ても, 本真尼の活動は前例の無いものであった。

ちなみに先述の林昌寺の脇寺瑞相寺の境内には颯田本真尼の発起により, 酒田の有志が建立した慰霊碑(『明治廿七年甲午十月廿七日 震火災横死者霊』)が残されている。この碑には建立年などの表記は無いが, ここまでの本真尼の活動や現地での反応も合わせて見れば, 彼女の物心両面での被災地救済への熱意と, 彼女に対して当時の酒田町民が抱いた敬愛の程が了解されよう。

しかしながら, ここで 1 つ疑問が浮かぶのも事実である。本真尼の第 1 回の活動までの準備期間を 1894 年 10 月下旬から翌 95 年 5 月初旬とすれば, 約半年に及ぶ。山形県人会や地元紙, 浄土宗地方寺院や講の義捐金募集にしても, 一般・仏教系新聞の報道にしても, この間に行われ, 95 年 2 月末には終息していた。言ってみれば, 本真尼の活動は周回遅れで始まったのである。

なぜ少額であっても早急に動いた地方寺院とは異なり, 本真尼は準備にかなりの時間を費やしたのであろうか。なるほど, 彼女が衣類を主とした物品を, 他が金銭を集めたという違いはある。まとまった分量の救援物資を個人で集めるには時間が必要であろう。し

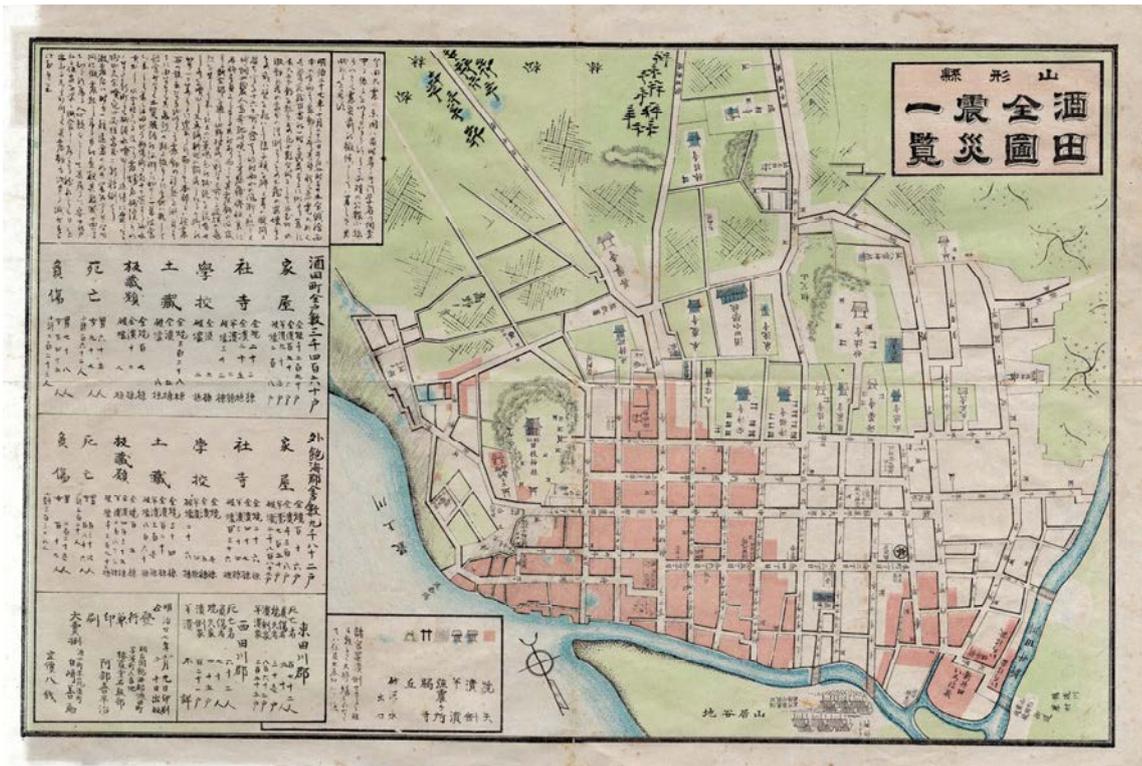


図1 『酒田全図震災一覽』(写真提供・酒田市立資料館). 本図のカラー版は口絵2 参照.

Fig.1. The Damage map of Sakata in the Shonai earthquake(1894). See Frontispiece 2 for the color version.

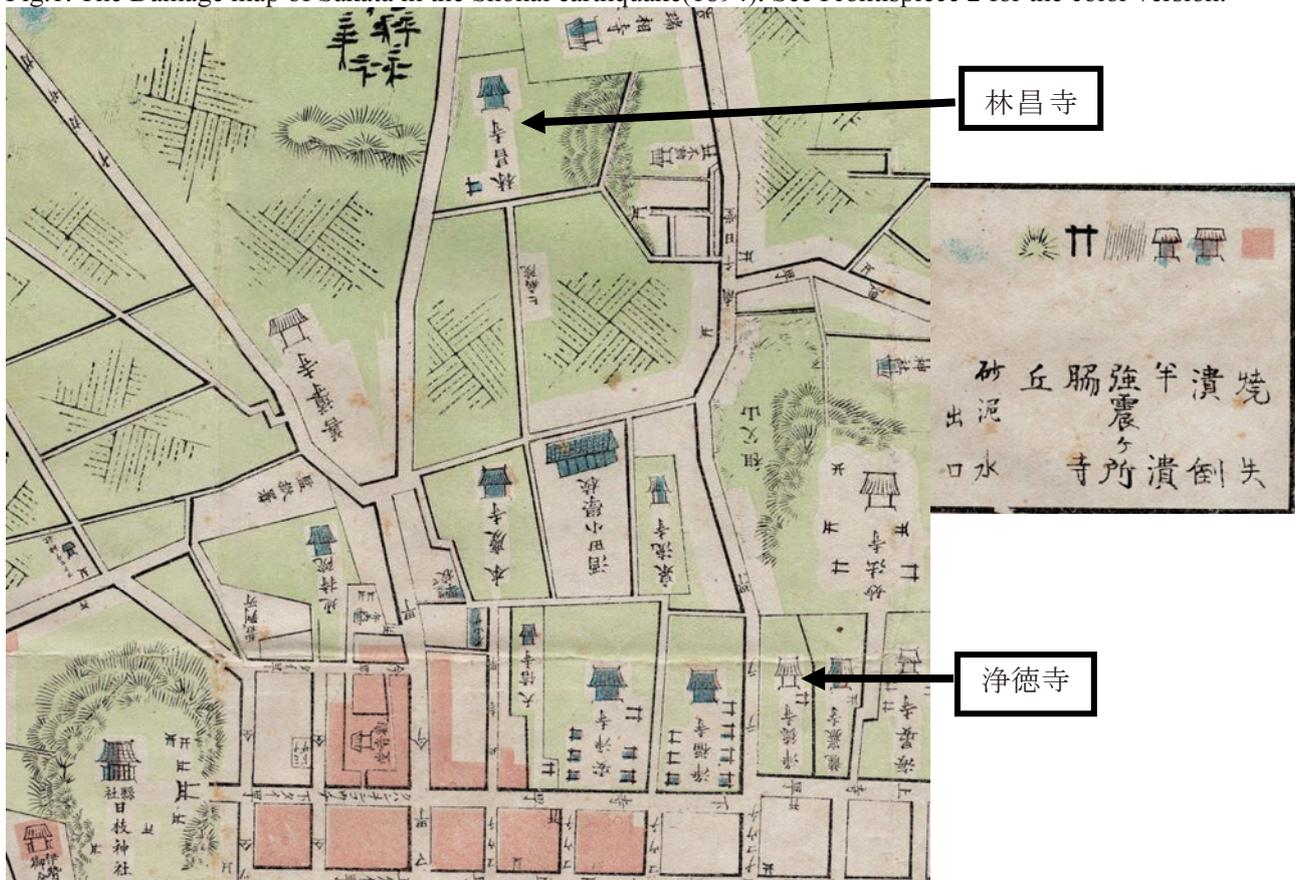


図2 林昌寺と浄徳寺の被害状況・位置及び地図凡例(図1より作成). 本図のカラー版は口絵2 参照.

Fig.2. About damages and locations of the Rinshoji and the Jotokuji and keys on map (from Fig.1). See Frontispiece 2 for the color version.

かし、この間及び東京での動向を見れば、彼女は当初から95年5月以後、つまり春季菩薩戒会への出席を組み込む形で、第1回の活動を予定していたように思われる。

10月下旬に発生した庄内地震の被災者には厳しい東北の冬が迫っていた。彼女自身を取りまとめて被災地へ運ばねばならぬ理由があればともかく、常識的に考えれば衣類の支援は少量ずつでも重要であり、浄土教報社などの組織を介せば実行できたであろう。だが、彼女はそうしなかった。要するに、一般的なボランティア・災害救援活動と比較すれば、本真尼の活動はいささか異質な面があるのである。

では、本真尼は自らの活動をどのように考えていたのであろうか。

§ 7. 本真尼にとっての災害救援活動とその思想的背景

繰り返しになるが、本真尼は自らの思想や活動の記録を残さなかった。このため、彼女の思想や活動への認識を知るためには、関係者の語る逸話や伝聞、残された少数のインタビュー記事に依らざるを得ない。

相馬黒光(1876～1955年)は、本真尼とも交流のあった大島徹水(増上寺81世法主、1871～1945年)の伝えた逸話を残している。これは前章で見た第2回の活動のため、仙台から酒田へ取って返す途中、

「お師匠さん、これだけのものを持って行つてやったら、酒田の人もよろこぶでしょう」とお弟子がいった。「お前、それは間違っているよ、私達はお役に立とうとするだけです、自分のしていることにそういう期待をかけるのは、お前がいま本心でないからです」そういつて本真尼は弟子をいませめた [相馬(1956)]

というものである。これだけを見れば、一般のボランティア・災害救援活動と同様に、被災者の「お役に立とうするだけ」と本真尼は考えていたようにも読める。だが、彼女の他の逸話や言葉と合わせて見た場合はどうであろうか。

藤吉(1991)には、関係者への取材を通じて収集された本真尼の様々な逸話や言葉が残されている。例えば、

自分は、こんなことはしてはならないと思ったら2度としたことはない。またこれはしなければならぬと思ったら必ず実行する。……(中略)……今日

死ぬと思って仕事をせよ。そして今日死ぬと思っていたのに生きていたことがありがたい。また今日も1日修行ができる。こんな体など使っただけが儲けものだ。無量寿経に「この世の善は極楽世界の千載の善にもまさる」とあるから、1日でもこの世に生きながらえて、善根功德を積み上げていただくことを無上のよろこびとしなければならないという弟子たちへ向けての言である。

これを先の逸話と合わせて見れば、彼女にとって酒田への救援活動は「しなければならぬ」ことであり、「善根功德」を積む修行という意味もあったと言える。

義捐を収集し、被災し苦しむ人々へ与えることは、本真尼の「善根功德」を積む修行という面がある。しかし、義捐の収集、施与という行為が持つ宗教的な意味はそれにとどまらない。

まず彼女の義捐募集に応じることは応募者の「善根功德」となる。これは他人を救う善行であると同時に、仏教者(本真尼)を通じて仏と縁を結ぶことも救済へつながる善行だからである。よって、

1 人でも多く極楽ゆきのお友達をつくらと思えば、足袋片一方の施物でもどなりっぱな施物でもありがたさは同じだ。どんなものでもいいから施物があつたらもらってきてくれ

と述べるように、彼女は救援物資やいわゆるお布施としての妥当性を考慮しない。本真尼にとって、義捐勧募は救援物資の収集にとどまらず、それを与える者を救う行為でもあった。

そして彼女から義捐を受けることも「善根功德」へつながる。

道でゆきかう人ごとに南無阿弥陀仏と一声お念仏せよ。そしてどうかこの人も、お浄土への道づれとなって下さるようと心から祈念せよ。この世で結縁しておかないと、あとで済度しようと思って御縁がないことになってしまうから

と弟子に教えるように、この世において何らかの形で仏教者(本真尼)と関わること、それ自体が仏と縁を結ぶこと(結縁)となるからである。彼女にとって、被災者への義捐品施与は物質的にも、宗教的にも人々を救う行為であった。

つまり、本真尼にとって、災害救援活動は自らの修行であると共に、支援を与える者と受ける者の両者を宗教的に救済する行為でもあったのである。その意味で、本真尼の災害救援活動が、一般的なボランテ

ィア活動や慈善事業とは異なる「宗教的なやむにやまれぬ行為」であったとする藤吉(1991)の解釈は妥当なものであろう。

しかしながら、この説明ではなお満足し難いものがある。結局のところ、義捐を行った浄土宗地方寺院・講との相違や、何が彼女をして「宗教的にやむにやまれぬ行為」としての災害救援活動へ駆り立てたのかという点は、不明瞭なままだからである。

ここで、本真尼の口吻を伝えるインタビュー記事を見てみたい。第6章でも触れた夫人正法会の機関誌『法の母』に2回にわたって掲載された「訪問記 陰れたる偉人」(1909年6月28日号, 8月28日号)において、彼女はこの年の4月に没した雲照との思い出や、自らの認識や思想の一端を披瀝している。中でも注目すべきは次の部分であろう。

私は浄土宗でありますものから、(A)三河の志運律師に就いて沙弥尼戒を受けました。目白の和上様(長谷川注、釈雲照)には、八齋戒や十善戒や及び菩薩戒などを受けました。志運律師はいつも彼様な法話をせられました。浄土宗は念仏が主であります、念仏往生のことは九品寺や大樹寺に任せて拙僧は念仏三部に六度十善を七部話さう、とかやうにいつもいつも説教せられました。(B)依つて私も念仏三部六度十善を七部行ふと云ふ誓願をその時から発願して居るのであります。……(中略)……(長谷川注、弟子の)教育はなるべく寺でさせます。他の(C)学校へ出すと外道になります。どうも困つたもので、学校へでも出すと、人間の一生や二生の手近い欲に迷はされて、解脱しやうなぞと云ふ大なる欲はなくなります。これには誠に困ります。近来1人2人某尼僧学校へ出して居りますが、心配ですから時々に行つて見ます。南無阿弥陀仏々々。(D)東京の学校に居る弟子は、学校の都合でどうも破齋(過中不食の戒)するやうになるので、母が代理に日々滅罪を祈つて、五十三仏を礼拝して居ます。南無阿弥陀仏々々。……(中略)……これ迄仏様の余光の陰げで(E)濃美震災)や(函館の火災)や(三陸の海嘯)や(遠州の天災)や(小田原(坂田)(伊豆)等の天災へは悉く六度の行を満ずると思つて救助に行きましたが、マーこれ等は皆仏様の御陰げであると感謝致して居

ります。

(下線 A~E は引用者。『法の母』1909年8月28日号)

ここから以下の3点が判明する。

第1の点は、本真尼の超宗派性である(下線 A)。前章でも見たように、本真尼は浄土宗の尼僧であるにも関わらず、真言宗の釈雲照から受戒している。受戒とは仏の定めた戒律を受け、従うことを誓う儀式であるが、重視する戒律や作法は宗派で異なる。また戒を受けることは師弟関係も意味するから、これはかなり異例であろう。また本真尼と雲照は相互の活動において深い協力・信頼関係にあったことも前章で見た通りであり、宗派を前提とした災害救援活動をしか構想し得なかった浄土宗教団[長谷川(2018)]との相違は明らかである。

ちなみに、彼女が受戒・師事した「三河の志運律師」とは、三河の名刹昌光律寺の住職であった深見志運(1835~1893年)である。彼は地元で貧民救助・濃尾地震救援などを行うと共に、「護法持律」を旨とした[浄土宗大辞典編纂実行委員会(2016)]。

つまり、深見志運を補助線とすれば、本真尼における宗派意識の超越は、宗派以上に持戒・持律の実践を重視した結果であると見えてくる。なお彼女自身の持戒への意識については、前章で見た第2回活動での法要の様子からも見て取れよう。如何に法話を請われても、本真尼は「尼の身として高座に登るは非法なり」として首肯しなかったのである。

そして次に見るように、この戒律の問題こそ、彼女を行動に駆り立てた大きな要因でもあった。

第2の点は、本真尼の危機感と教団への批判意識である(下線 C, D)。まずもって自分の寺以外の場所、それが宗門のものであろうとも「学校へ出すと外道になります」という認識は尋常ではない(下線 C)。それは学校へ行くと「解脱しやうなぞと云ふ大なる欲はなくな」り、また学校の都合で破戒を余儀なくされるためであると本真尼は言う(下線 D)。これは「京都の尼衆学校に入って勉強したいと老尼にお願いしたが」、「学校なぞへ行って上ぬりをするよりお念仏を申しておれば、真実本当の智慧ができると申され」、許されなかったという元弟子の回想[藤吉(1991)]とも一致する。

維新後、僧尼の養成は寺院に附属する檀林・学寮

などから、普通学(一般教科)の教授を含めた近代的な学校制度の下に行われるようになる[江島(2016)]. つまり、宗門学校は仏教各教団の近代化のあり方を反映するものでもあったから、本真尼の批判の矛先は浄土宗を含めた近代仏教教団の方向性やあり方にも向けられていたと言えよう。

では何が問題なのか。ここで「お前もお嫁入りするじゃないぞ。同じ苦勞するなら出家してしたほうがいい。極樂ゆきの道に専念できるから」と妹に出家を勧めた逸話[藤吉(1991)]に注目したい。要するに、本真尼は仏教の出世間性や極樂往生・戒律といった宗教的価値や教説を絶対視し、その追求と実践を仏教者のアイデンティティーに関わるものと位置づけていたのである。

この観点からすれば、キリスト教への対抗や社会的アピールといった、災害救援活動に対する仏教教団の打算的な意味付けは、本真尼にとって理念的に承認し難いであろう。彼女は災害救援活動自体に宗教的かつ固有の価値があると認識しているのである。しかしながら、この宗教の絶対性やそれに基づく実践こそ、近代において「国家のイデオロギー的要請にたいして、各宗派がみずから有効性を証明してみせる自由競争」[安丸(1979)]を強いられた結果、仏教教団が放棄せざるを得なかったものではなかったか。

これがしばしば彼女が漏らした「正法が、いまに滅亡してしまうと思うと夜もねむれない」[藤吉(1991)]という危機感の正体であり、

老師は 1 にも仏法興隆のため、2 にも仏法興隆のため、といつでも申してられました。そしてただもう一切を仏法のために捧げきっていられた
[藤吉(1991)]

と弟子が回想するように、彼女を活動へ駆り立てたのであった。

第 3 の点は、災害救援活動に対する彼女自身の認識・意味付けである(下線 B, E)。本真尼は、師の深見志運にならい「浄土三部に六度十善を七部行ふと云ふ誓願」を立て(下線 B)、自身の災害救援活動をその実践、すなわち「六度の行を満ずる」修行と見ていた(下線 E)。

この「浄土三部に六度十善を七部行ふ」という文言は解釈に苦しむ。「浄土三部」はしばしば浄土三部経とその教えを指すが、この場合次の「七部」を合わせると文意が通らない。ここでは「部」=分と見て、念仏よりも他の修行を行うとの意で理解したい。

なお「六度」は、大乘仏教で修めるべき徳目、六波羅蜜(布施・持戒・忍辱・精進・禪定・智慧)のことである[織田(1954)]。この内、筆頭に挙がる布施は財物を与えること(財施)、仏法を説くこと(法施)、他者の厄難を救うこと(無畏施)の 3 つから成る。ある意味で、災害救援活動はこの布施の修行(布施行)とも言えよう。第 5 章で挙げた藤吉(1991)の言う、本真尼の布施行、「布施の行者」とはその意味である。

なお法然以前の浄土教では、これら六度の行の功德は全て念仏に包摂されているとし、六度万行も仏を念ずるという意味での念仏(六度念仏)とする。ただし、法然は口称念仏のみを正行とし、他は雑行としている[浄土宗大辞典編纂実行委員会(2016)]。

つまり、災害救援活動＝「六度の行」とすれば、法然以前の浄土教ではともかく、浄土宗(法然)では雑行(極樂往生に結びつかない修行)とされる修行を本真尼は行い、念仏以上に重視していることになる。本真尼の宗教思想は近代浄土宗教団の正統的なそれと大きく異なっていた。そしてそのゆえにこそ、災害救援活動に独自の、宗教的かつ固有の意味を彼女は見出し、その活動は「宗教的なやむにやまれぬ行為」[藤吉(1991)]となったのである。

以上のように見れば、自身の災害救援活動に対する本真尼の認識や動機、さらにそれらの背景となった彼女の思想が理解されよう。

本真尼にとって災害救援活動は極めて宗教的な行為であった。そこには義捐を与える者と受ける者の両者を仏に結縁させ救済する面と自らの修行という 2 つの面があったが、彼女の活動において後者の意味は特に重い。彼女は念仏に加え、布施などの「六度の行」を修行することを誓願しており、それが活動の直接の動機となったからである。

その背景には本真尼の思想があった。彼女にとって、救済や戒律などの宗教的価値や教説が絶対であり、その実践——持戒を含む「六度の行」など——は仏教者としてのアイデンティティーに関わるのである。したがって、戒律重視の点で一致すれば、宗派を超えた協力や活動支援を受けることも彼女は躊躇しなかった。

そして本真尼の目には、現在の仏教教団・僧侶がそのアイデンティティーを失っており、「正法が、いまに滅亡してしまう」と映っていた。この個人的な危機感が、彼女を活動へ駆り立てた間接的な動機である。このようにして、本真尼の災害救援活動は期間・規模においても類例の無いものとなったが、また彼女一代の

事業に終わることともなった。彼女の個性的な思想とそれが生み出した深い危機感や情熱を継承することは、誰にもできなかったのである。

このような本真尼が被災者の難儀を耳にすれば、必ずや行動を起こすに違いない。御都合主義的な仏教教団とは異なり、災害救援活動を宗教実践(修行)として、それ自体に固有の価値があると本真尼は見るからである。

こうして第1回活動の準備期間の問題は解決する。義捐を自身に取りまとめ、被災地へ赴かなければならぬ理由が本真尼にはあった。

浄土宗地方寺院のようなやり方は彼女の選択肢になり得ない。他者(浄土教報社)の手を借りれば本真尼自身の修行とは言えなくなるからである。これは募集者が山形県人会であっても新聞社であっても、また義捐金ではなく物資であっても同様であった。さらに自身が現地へ赴かなければ、義捐を受ける者を仏に結縁させるという宗教的な救済もできないのである。

本真尼は義捐を携え、直接酒田へ赴かねばならない。だが、当時三河から酒田へ鉄道で直接移動することはできなかった。鉄道では仙台から、横浜からの東回り航路(日本郵船)でも荻浜(石巻)からは徒歩となる。逆に西廻り航路(大阪商船)では直接酒田へ至るが、発船は大阪もしくは神戸であり、鉄道で乗船地まで移動しなければならぬ(大橋又太郎編『旅行案内』, 博文館, 1896年)。いずれにしても、少額・少量の義捐を自ら輸送するのは非効率かつ困難であろう。よって、義捐品が集積されるまで本真尼は待たねばならない。

そして彼女はその時間を無駄にしなかった。蚊帳を裁って衣を作ったのである。「この着物をきた人がどうぞ極楽へゆくようにと心に念じて、お念仏申しながらお針をはこべ」[藤吉(1991)]と弟子を叱咤していた本真尼にとっては、それも自らの修行であったに違いない。また蚊帳から作られる衣は夏のものであろう。つまり、当初から彼女は東京での春季菩薩戒会(1895年5月)への出席を決めていたのである。当然、義捐を与える者への結縁のためであり、また自らの受戒のためである。本真尼の庄内地震に対する救済活動は、その時期や形態を含め、極めて一貫した意図によってなされた、宗教的行為なのであった。

§8. 結論

以上、庄内地震における浄土宗と颯田本真尼の活動について検討した。その結果として、以下の4点が

指摘できよう。

第1点は、災害義捐金募集活動の構造的問題についてである。

この活動の成立・定着について、新聞等のメディアが大きな役割を果たしたことは既に先行研究[北原(1998, 2006)]が指摘する通りである。濃尾地震では仏教系新聞もその一翼を担いつつ、民間の災害救援活動として大きく成長した。しかしながら、庄内地震においてはこのシステムがほとんど機能しなかった。日清戦争が紙面や世間の耳目を奪い、国内災害はさほど顧みられなかったためである。その意味で、メディアや社会の関心の消長が事業の成否を文字通り左右するという、災害義捐金における構造的かつ現代まで続く問題は、庄内地震によって初めて露呈したのであった。

第2点は、仏教教団の災害救援活動に対する意味付けがはらんでいた問題である。

浄土宗などの仏教教団には、災害救援活動を自己の存在意義・社会的役割の誇示として捉える傾向があった。この日和見主義的観点に立てば、より社会的アピールをなし得る機会があれば、そちらを重視するのは当然であろう。日清戦争はまさにそれであり、仏教各宗は盛んに戦争協力を行ったのに対し、災害救援を軽視したのであった。

第3点は、災害対応を取り上げる際の、各対応主体の被災地・被害に対する認識の重要性である。

庄内地震では、同じ仏教教団でも浄土宗と曹洞宗の間でこの認識が異なり、それが一一若干であるにせよ一一対応の差異となって表れた。その意味で、災害対応の検討においては、活動主体の被災地や被害に対する認識も踏まえて見る必要がある。

第4点は、颯田本真尼の災害救援活動についてである。

彼女の足掛け35年、全国150余町村に及ぶ活動は、災害救援活動の歴史においても特筆に値しよう。しかしながら、本人が記録を残さなかったため、その具体的な活動の様相は不明の点が多い。庄内地震での活動はその詳細が判明する稀な事例であり、また以後の活動展開を支える人々との関係が生じた点では本真尼にとっても重要な契機となった。

3度にわたる彼女の活動とその背景は既に見た通りである。本真尼にとって災害救援活動は非常に宗教的な意味を持つものであり、この認識は彼女の独特な思想・信条から生じたものであった。その独特な思想・信条は、庄内地震に対する本真尼の救済活動の

時期や形態を規定した。また同時にそれは彼女を同地震の救済へ、日清戦争へ熱狂する世間や仏教界が黙過した同地震の救済へと駆り立てる動機ともなったのであった。

ところで、濃尾地震での活動を通じ、浄土宗は今後の災害対応に対して3つの課題を認めた。すなわち、①災害救援・支援活動の充実と迅速化の必要、②超宗派的な団結・活動協力の必要、③浄土宗自身の防災・災害対策の準備の必要である[長谷川(2018)]。庄内地震は同宗がこれらの課題へ答える機会であったが、日清戦争により一切が先送りとなった。もっとも戦争協力の様相を見れば、非常時における人的・物的資源の動員や他宗派との協調という経験を各宗教団が得たことは看取されよう。ある意味で、浄土宗は非常時の対応という面での経験を高めたのである。

では、同宗の庄内地震後の災害対応へ、どのような影響をこの経験は与えるのであろうか。

またこの後、災害救援活動に一層邁進して行く颯田本真尼は所属する浄土宗や仏教界の活動をどのように見、反対に浄土宗や仏教界は彼女の活動をどのように見ていたのであろうか。

これらの新たな課題については稿を改めて考えることとしたい。

謝辞

本稿における、酒田の颯田本真尼及び寺伝ならびに飽海郡役所の史料については、齋藤慈明師(林昌寺住職)、田村真一氏(酒田市立光丘文庫古典籍調査員)、長澤俊樹師(浄徳寺住職)(50音順)のお三方にご教示とご協力を賜った。記して感謝を申し上げます。

対象地震:1894年庄内地震

文献

江島尚俊, 2016, 僧侶を育てる大学へ, 大谷栄一・吉永進一・近藤俊太郎(編), 近代仏教スタディーズ, 法蔵館, 71-74.
藤吉慈海, 1991, 颯田本真尼の生涯, 春秋社, 204pp(原著, 1970, 布施の行者 颯田本真尼).
長谷川雄高, 2018, 濃尾地震における浄土宗の活動について, 歴史地震, 33, 145-155.

池田英俊, 1980, (事項)雲照, 国史大事典編集委員会(編), 国史大辞典, 2, 吉川弘文館, 203.
今井昭彦, 2018, 対外戦争戦没者の慰霊, 御茶の水書房, 485pp.
浄土宗大辞典編纂実行委員会(編), 2016, 新纂浄土宗大辞典, 浄土宗, 1560 pp.
木村玲欧, 2012, (明治22年大水害)被災者に半生をささげた尼僧, 北原糸子・松浦律子・木村玲欧(編), 日本歴史災害事典, 吉川弘文館, 358-359.
北原糸子, 1998, 磐梯山噴火, 吉川弘文館, 270 pp.
北原糸子, 2001, 庄内地震(1894)の被害と救済, 歴史地震, 17, 158-161.
北原糸子(編), 2006, 日本災害史, 吉川弘文館, 447 pp.
北原糸子, 2012, メディア環境の近代化, 御茶の水書房, 116pp.
北原糸子・松浦律子・木村玲欧(編), 2012, 日本歴史災害事典, 吉川弘文館, 838 pp.
国際宗教研究所(編), 1996, 阪神大震災と宗教, 東方出版, 164 pp.
三木英, 2015, 震災と宗教, 森話社, 251 pp.
密教大辞典編纂会(編), 1983, 密教大辞典 縮刷版 [改訂増補密教大辞典再版委員会増訂], 法蔵館, 2347pp.
望月信亨(塚本善隆増訂), 1954, 望月佛教大辞典, 1, 世界聖典刊行協会, 1011pp.
中村敏, 2009, 日本キリスト教宣教史, いのちのことば社, 439pp.
織田得能, 1954, 新訂重版 織田佛教大辞典, 大蔵出版, 1874 pp.
小川原正道, 2010, 近代日本の戦争と宗教, 講談社, 222pp.
坂上雅翁, 2014, 徳雲寺所蔵, 颯田本真尼の新資料, 関西国際大学研究紀要, 15, 141-148.
酒田市史編さん委員会編, 1995, 酒田市史 改訂版, 下巻, 酒田市, 1044pp.
白川哲夫, 2015, 「戦没者慰霊」と近代日本, 勉誠出版, 380pp.
相馬黒光, 1956, 滴水録, 相馬安男(非売品), 533pp.
宇佐美龍夫・岩井寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子, 2013, 日本被害地震総覧 599-2012, 東京大学出版会, 694 pp.

山形県(編), 1984, 山形県史, 4 卷(近現代編上),
山形県, 941pp.

安丸良夫, 1979, 神々の明治維新, 岩波書店,
215pp.

吉田尋常小学校(編), 1934, 郷土趣味読本 吉田
町, 吉田尋常小学校, 68pp(復刻版, 1988, 国
書刊行会).

吉田久一, 1991, 改訂増補版 日本近代仏教社会史
研究, 下巻, 川島書店, 453 pp.

(以上, アルファベット順)

著者注: 引用に際しては, 漢字カナ文を漢字かな文
へ, また字体を通用のものに改めた. また, 句読点に
ついては私に改めた所がある. ルビについては適宜
に省略し, 反対に補ったものは()内に示した.